

Title	基督教会と徴利問題 (一)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.7 (1921. 7) ,p.913(1)- 930(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19210701-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

● 解放叢書 ◆ 短期 ◆ 大特賣

◆ 特價提供部數各書僅かに五百部

◆ 特價期間 六月十五日開始 七月十日迄

◆ 送 本 着金順に従ひ即時發送

◆ 送 料 各書共二冊十二錢、三冊十八錢、四冊三十錢。

◆ 内容見本進呈 (各書の内容を説明したる小冊子)

第一編 (1) 中目尚 著 勞働組合指針 二二五〇 (2) 山口孤 著 階級闘争史論 二二五〇 (3) ウンタマン 著 マルクス経済學 二二五〇 (4) シュルツェ 著 マルクス経済學 二二五〇 (5) 佐野 著 マルクス経済學 二二五〇		第二編 (6) 法學博士 堀江 著 經濟組織改造 二二五〇 (7) エンゲル 著 空想的及科學的社會主義 二二五〇 (8) 中目尚 著 ボルシニズム批判 (原名過激派の本領) 二二五〇 (9) レインズ 著 財產起源論 二二五〇		第三編 (9) リ 著 生理學上より勞働者問題 二二五〇 (10) コル 著 唯物史觀解説 二二五〇 (11) クロ 著 近世科學と無政府主義 二二五〇 (12) 山 著 マルクス傳 (附エッセイ) 二二五〇		第四編 (13) 高 著 勞働組合論 二二五〇 (14) フ 著 社會主義的諸研究 二二五〇 (15) ア 著 國家論 二二五〇 (16) 山 著 戀愛論 二二五〇		第五編 (17) フ 著 立憲的工場組織論 二二五〇 (18) テ 著 マルクス學研究 二二五〇 (19) 高 著 マルクス學研究 二二五〇 (20) 法學博士 堀江 著 勞働問題の現在及將來 二二五〇	
---	--	---	--	---	--	---	--	--	--

三田學會雜誌 第十五卷 第七號

論 說

基督教會と徴利問題(一)

高橋誠一郎

希臘及び羅馬に在つて國法に據りて規定せられたる所のものは猶太民族の間に於ては神法を以て強制せられたり。エホバは猶太民が自己に順服するを條件として、彼れ等を保護す可き聖約を爲せり。猶太民が神法に服従する正常なる動機は、此の神的立法者の約諾に對する信念と其の刑罰に對する恐怖となりき。基

。 督教は是れよりして成文神法の思想を傳承せり。總ての基督教徒は誠實に之れを承認するに由りてイスラエルに對する神約に均霑するを得るなり。而して舊希伯來法典の儀式的部分並びに之れと共に經外傳説及び學究的釋義に基ける一切の補充的法學は全然棄却せられたりと雖も、猶ほ神法は基督の福音書及び其の使徒の書により補充せられて猶太人の聖書中に包含せらるゝものと信せられたり。基督教會は又た神法を認むるに由りて本質的に國家と其の法律より離れて統治せらるゝ共同團體として成立するなり。而して初期の基督教徒が公式に忠節を表現するものとして課せられたる外道の儀式の執行を回避せんが爲めに市民的生活を廢棄せると、古代の社會組織と甚しく相容れざるの觀ある基督教團體の膨張が遂に國家をして深大なる恐慌を來さしめたるが爲めに彼れ等に加へられたる迫害とに由りて此の國家と教會、人法と神法との對立は愈々強固と爲るに至れり。基督教がコンスタンチヌ一世(Flavius Valerius Aurelius Constantinus)の下に國教として承認せられたる後に於ても、這般の區別は猶ほ嚴存して消滅することなかりき。神法と其の解釋者とは猶ほ羅馬帝國の俗法と法學者とより全然別個

の存在を持續せり(Henry Sidgwick, The Development of European Polity, 1903, p. 221; H. Sidgwick, Outlines of the History of Ethics, 1886, pp. 109-110.)

斯くの如き分離に由りて基督教會は當初よりして神政の萌芽を具有せり。然りと雖も、這個一切の人間生活を支配する神法の權威を認めたる人々の一團は久しきに亙りて準政治的社會を形成しつつも、猶ほ羅馬法治下に於ける廣大なる文明社會の眞唯中に住して、現世的組織より隔遠し、敢て之れを抑制し、又たは俗法の支配を改修して之れを神法と一致せしめんことを企つることなかりしなり。實に基督教團は其の初期に在りては一切の現世的統治と沒交渉なる態度を取れり。彼れ等は直接に國家を敵視することなかりしとするも、而も其の意圖する所は政治的組織及び政治的利害以外に存したるなり。原始基督教徒の見解に據れば、一般人間社會は一時サタンの支配に降りたる娑婆世界なり、迅速急激なる破壊は其の頭上に臨みつゝあるなり、固とより教會の方舟中に聚集せられたる神聖なる小團體は斯くの如き世界に伍すること能はざるなり。斯くて希臘及び羅馬の基督教前の文明に於ける一切の社會的情操中最も高尚にして光輝あるものたりし愛

國心と市民的義務の觀念とは基督教の影響に由りて、普遍的仁愛主義に展開し、若しくは教會の上に集中せらるゝの傾向を示したり。ターツルヤヌス(Quintus Septimius Florens Tertullianus)は曰く「吾人は唯一の國家即ち世界を認む」と。オーリジニーム(Origenes Adamantius, Ὠριγῆνης Ἀδμαντινός)曰く「吾人は吾人が神の言葉に據りて打ち建てられたる祖國を有するを知る」と。(前掲 Development, pp. 221-222; Outlines, pp. 17-118.)

斯くの如き態度は基督教が羅馬帝國の國教たるに至りて後も、僅に幾分の變化を來したるに過ぎざりき。斯く蔭かれたる神政の種は羅馬西帝國顛覆以後に於ける潰崩混亂の裡に於て、羅馬教會が克く結束して離れず、未開の侵略者に對する其の完全なる知識的優越を意識し、以て羅馬帝國の瓦解に由りて生じたる未開の諸王國及び外部のチエトン民族より形成せられたるものゝ内に在りて強固なる地盤を取得するに至れり。而して僧侶は次第に俗界の司法權より獨立し、僧正及法主の司法權は俗界の事項にも及び、教會は暴虐無道なる君主に抗拒し、或ひは之を廢黜するの權威をすら主張するに至れり。應がて又た地方の教職は封建的組

織中に在つて頗る重要な地位を占め、僧正を初めとして僧尼すら尙ほ半獨立を享有し、廣大なる地域に對して半統治的權力を行使すること宛も俗界に於ける封建の諸侯に等しきものありしなり。ヒルデブランド(Hildebrand)の時代以來、羅馬法主廷は控訴受理の權を愈々確實に承認せられ、教會の判決の指標たる可き意見及び決議の集積は夥しく増加して其の取扱ひ甚だしく困難と爲るに至れり。ポロニアの修道僧グレーシアヌス(Gratian)が一千百三十九年より同四十二年に互り、第三世紀より彼れの時代に至れる教父の記述、法會議の條規、フランク王國の法令(Capitula regum francorum)、法王の親簡及び訓令、悔罪定例書等の資料より編纂したる「グレーシアヌスの教令集」(Decretum Gratiani)は市民法制研究復活の氣運に促されて成りしものにして、宛もジュスチニアヌス一世(Flavius Anicius Justinianus)の法典編纂が俗界の法制に對すると等しき關係を教界の法制に對して有するものなり。洵にグレーシアヌスの Decretum は明にジュスチニアヌスの Codex の模倣なり、固より此れを組成せる資料は彼れに比して遙かに不確定なる性質のものにして、確然たる定則を與ふるよりも寧ろ嚮導原理を指示するものとして役立てるに過ぎざ

りしと雖も)。

而して徴利問題に關しても亦た教會の教理は次第に俗界の法制と戦ひて之れを制規せんとするの傾向を示しつゝありしなり。而して前者が後者を支配するの勢力を收むるに至ると共に、利子徴收の禁止は次第に其の適用の範圍を廣むるに至れるなり。

二

羅馬は共和政の末期に於て高利の害惡に由りて重大なる政治的危險の醸生せられつゝあるを觀たり。即ち氏族(ゲナス)より家族共同團體を社會的單位と爲すに至りたる羅馬は今や私有財産の急速なる發達に由りて社會的共同破れ、市民の大多數は絶對に富裕なる少數に依頼するに至れるなり。共和政の最盛時に在りては農業と軍務とのみ惟り羅馬市民に相應せる業務なりと看做されたり。而して商工業を忌むの思想は帝政の末期に至るまで存續せり。然も交互に農業と戦役とに従事せるの一事は自作小地主の多數をして負債の重荷に悩ましめたり(Rudolf von Ihering, Geist des römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung, II. S. 246.)。

彼れ等は其の戰場に在つて自己の田園を顧みること能はざる時、其の耕作を廢せざらんこせば勢ひ借財を爲さざるを得ず。然るに戦利品を投じて廣大なる地方の土地を獲得し、雇傭労働者及び奴隸を使役して之を耕作せる大農場(Latifundia)主の競争は、縦し市場がシ、リア及び後に至つては埃及よりの供給に由りて漲溢することなかりしとするも猶ほ、自作農民をして次第に其の生計を得るを困難ならしめたり。而して帝國の全領域に於て事情は著しく貸金業者の業務を助成するものありしなり。窮迫せる農民は嘗に凶作の後に於て種子を購入し、生活の必需品を取得するが爲めに借財するの已むなきに至ること稀有ならざりしのみならず、又た屢々彼れ等に割當てられたる租税を支拂ふが爲めに借財を行はざるを得ざりしなり。社會上著しく蔑視せられたる工匠は殆んど資本を有することなく、長き仕事を請負ふ時は屢々前拂を必要とせる一方に於て、租税の請負及び商企業を目的とせる組合に加入するに由りて獲得し得可き収益は往々にして極めて大なりしなり。斯く投資に對する有利なる界域存したるが爲に、借手は最も苛重なる條件に服するに非ざれば借入を得ること能はざりしなり(W. Cunningham, Christian

Opinion on Usury, with special reference to England, 1884, p. 14.)°

大カトー (Marcus Porcius Cato) は高利貸を以て羅馬法に由りて一般の盜賊よりも大なる罪惡を犯すものと看做されたるを指摘するに努め、而して貸付の不誠實は之れを投資と見ることが拒否す可き充分なる理由なりと做し (De Re Rustica, proem.) シネロ (Marcus Tullius Cicero) は前者をして「徴利は殺人の一體様なり」と主張せしめ (De Officiis, ii. 25.) セネカ (Lucius Annaeus Seneca) はアリストオテリーズと同一の論據を以て徴利を非難し (De Beneficiis, vii. 10.) 或ひは中世の神學者と等しく、徴利は時を賣ることゝ爲るが故に不法なりと主張し (Dr. Cleary, The Church and Usury, p. 29.) パンルータルノス (Hobartagos) は貨幣は子を生むことなきものなりとの論を敷衍し、當時貸金業者の行ひつゝある所のものを以て不正なりとして非難せる (De Vitando Aere Alieno. 20.) を初めとして、之れに對する社會上の攻撃頗る大なりしに拘らず、彼れ等が業務の莫大なる利益は其の吸引力を大ならしめ、頑固なる羅馬の貴族は一方に之れを賤みながら、他方には貸金業者を其の内密の手先として使用せり。カトーも、シネロも、セネカも實は皆な高利の罪惡を犯せる者なりと云ふ

A. De'oume, Les manieurs d'argent à Rome—les grandes compagnies par actions. Le marché. Puissance des publicans et des banquiers. 1890, pp. 60, 61.)° 貸金業者は階級としては negotiatores と稱せられ、中間階級たる騎士の等級に屬するを普通とせるも、彼れ等と租税請負人 (publicani) との分界線は頗る明瞭を缺けり (William Steens Davis, The Influence of Wealth in Imperial Rome, 1910, p. 30.)°

這般の害惡を救済するの計畫は屢々行はれたり。即ち西紀前四百五十一年及び五十年の十二銅標は利率の最高限度を劃し、恐らくは年一割若しくは一割二分なりしならんも、unciarum foenus なる辭句の意義明確を缺き、到底之れを確然了知すること能はず、護民官リシニッス (Caius Licinius Calvus Stolo) の法典は負債の利子が三箇年内に支拂はれたる元本及び差額より控除せらる可きを規定せることを始めとして、諸般の法令は相次いで發布せられたり (Dureau de la Malle, Economie politique des Romains, 1840, ii. p. 259 f.; 拙著「經濟學史研究」三〇六一—七頁參照)。然れども這般の法制は極めて容易に回避せられ得可きものにして、徴利貸借は羅馬史の全部を買きて行はれたるの觀あり。而して國法は又た大體に於て利子の徴收を許して、

其の最高限度を劃するの態度を取りつゝありしなり。徴利の害悪は深く人心の内部に根差せる貪婪に發す。多數の人々の良心が斯くの如き行爲の汚穢なるに覺醒せる時に於てのみ眞に這般の害悪は抑制せらるゝを得るなり。基督教の諸教父は問題の根柢に穿入し如何なる形態の下に潜伏するを問はず一切の利得慾を咎責するに努めたるなり。神法は彼れ等に取りては久遠の歡喜の泉源なり。然れども神法の作用は人間自由の行爲に由りて著しく攪亂せられたり。今日の社會は神の期待と相反するものなり。神の計畫は人間自身の過失に由りて損はれたり。彼れ等の眼に映する現在の人間は此の神法の支配外に逸脱せる浮浪の徒なり。彼れ等は惟り自己の力のみによりて失はれたる樂園に歸るの道を發見すること能はざるものなり。爰に基督の福音は其の力を有するなり。

三

初め徴利の問題は専ら神學的に考察せられ基督教會の教父等は利子を非議するに當りて先づ其の援を神及び其の默示に求め聖書の章句を引用するに努めたり。而も舊新兩聖書は絶対に徴利貸借を禁じたりと看做す可き章句を有するも

のに非ず。

「出埃及記」第二十二章第二十五節は記して曰く「汝若し汝と共に在る我が民の貧しき者に金を貸す時は、金貸の如く爲す可らず又た利足を取る可らず」と。「利未記」第二十五章第三十五節以下に曰く「汝の兄弟零落れ、且つ手慄ひて、汝の傍に在らば之れを扶助け、之れをして旅客又たは寄寓者の如くに汝と共に在りて、生命を保たしむ可し。汝の兄弟より利をも息をも取る可らず、神を畏る可し、又た汝の兄弟をして汝と共に在りて、生命を保たしむ可し。汝、彼れに利を取りて金を貸す可らず、又た益を得んとて食物を貸す可らず」と。是れ等兩章句は單に貧民に對する貸付の際に徴利を禁止せるものと觀ざる可らず。然るに「申命記」第二十三章第十九節が、汝の兄弟より利息を取る可らず、即ち金の利息、食物の利息など、凡べて利息を生ず可き物の利息を取る可らずと規定したるは、自己の同胞に對する一切の徴利貸借を禁じたるものと解釋し得可きが如し。而も同書は直ちに次節に於て附言して曰く「他國の人よりは汝利息を取るも宜し、唯だ汝の兄弟より利息を取る可らず」と。是れ即ち過去數世紀に互り歐洲各國に在つて高利貸を營める猶太人が自己

の業務を是認するが爲めに援用したる所にして、又た舊約全書はイスラエル人相互間の徴利貸借を禁ずるも、イスラエル人と異邦人との間には之れを許せりと解釋せらるゝ所以なり。

其の他、尙ほ利子を徴することなかりし人々に與へられたる稱讚は之を、詩篇第十五篇第五節、同第三十七篇第二十六節、同第一百十二篇第五節、耶利米亞記第十五章第十節及び以西結書第十八章第八節に於て、又た利子を徴したる者に對して發せられたる呪咀は之れを、箴言第二十八章第八節、以西結書第二十八章第十三節に於て看出し得可し。其の外、尼希米亞記第五章第二節以下は當時人々が借財を行ふに至る道程を述べて曰く、或る人言ふ、我れ等及び我れ等の男子、女子は多し、我れ等穀物を得、食ふて生きざる可らず。或る人は言ふ、我れ等は我れ等の田畑、葡萄園及び家をも質と爲すなり、既に飢に迫れば、我れ等に穀物を獲させよ。或ひは曰く、我れ等は我れ等の田畝及び葡萄園をもて金を借りて王の租税を納むと。尙ほ不經書「Job」亦た之れを説けり（「Job」第廿一）。他方に於て舊約全書は前掲詩篇第三十七篇第二十六節及び同百十二篇第五節に於けるが如く、却つて貸付を稱揚せりと雖

も、是れ明かに無利息貸付（*commodata*）の場合にして、或ひは之れを神に對する貸付とも稱するを得可し。「神に對する貸付」は特に聖アウグスチヌス（*Aurelius Augustinus*）の愛好せる思想にして、彼れは屢々、其の「説教集」中に於て又た「詩篇」に關する法談に於て之れに論及せり（*Jacques Paul Migne, Patrologia Latina, iv, 386; v, 239, 253, 525, etc.*）。神は其の貧民に對して與へられたる此の世の財貨に對して、永遠の天恵を以て報ゆるなり。

即ち舊約全書が經濟上の關係に於て其の同胞に對し寛大なる待遇を與ふ可きことを説けるは固より疑ひなき所なりと雖も、而も吾人は終に同書中に於て絶對に徴利貸借を禁止するの辭句を發見すること能はざるなり。若し夫れ新譯全書に至つては直接に徴利の問題に觸れたるもの全篇を通して僅かに一句あるのみ。即ち「路加傳」第六章第三十五節是れなり。一般に流傳せる拉典譯（*Vulgata*）に従へば、此の章句は「汝等仇を愛し、又た善を爲し、何物をも望まずして、貸し與へよ」（*mutuum date, nihil inde sperantes*）然らば其の賞賜は大なり」と解釋せられたり。然るに改譯は之れを「毫も絶望することなくして（*nihil desperantes*）貸し與へよ」と解釋せり。（*George*

O'Brien, *An Essay on Medieval Economic Teaching*, 1920, p. 166.)。之れを後者の意に解する時は債務者が債務を履行すると否とに論なく、天恵を信じて懸念なく貸與すべきを勸告せるものにして全然徴利の問題に觸接することなく、之れを前者に解釋すれば、一見新約の福音は全然利子の徴收と相容れざるの觀ありと雖も、恐らく其の眞意は何等物質的現世的の報酬を期待せずして、永遠の天恵を信じて貸與す可しと云ふに存するものなる可し。

エルサレムの會議が異邦人の改宗者に負はせし「肝要なるもの」の中には「偶像に獻げし物と血と勒り殺したる物と姦淫とを戒む可き」ことを教へたるも、徴利の禁を擧ぐることなかりき「使徒行傳」第十五章第二十九節。初期の教會に於て初信者に對する問答示教書として使用せられたる「十二使徒の教旨」(Didache)——大主教ブリエニオス (Philotheos Bryennios) が君府に於て發見し、一千八百八十三年に出版せられたるもの、作者及び述作の時代に就きては定説なしは特に徴利に就きて言説する所なし。支拂能力なき貧民より債務の償還を強要するの一事は痛く非難せられたるも、而も富者の場合に於ては然らざるなり (Didache, i.)。アレキサンドリア

のクレメンヌ (Titus Flavius Clemens Alexandrinus) は明白に其の徴利の非認を同胞間の貸付の場合に限定し、同胞を定義して「同一聖經を享有する者即ち基督教徒と做せり、而して兎に角、彼れは之れを以て仁愛に反する罪惡と看做したるも、正義に反するものと觀ることなかりしは疑ひなき所なり (Stromata, ii. 18.)。マートルヤヌスは基督教徒が其の貸付に對して利子を徴するは明かに不正なりと認め、路加傳の章句を以て元本の償還をすら期待するを戒めたる教規なりと解釋せり (Ad Martiron, iv. 17.)。而も聖シンプリアヌス (Thascius Cecilius Cyprianus) は激しく僧侶の利足徴收を攻撃せりと雖も、特に利子の徴收其の者が不正なりとの意見を表明することなかりき (Le Laprie, c. 5-6)。(O'Brien, op. cit., p. 168.)。

然るに僧正は宗門基金の保管者として凡ゆる基督教徒中に在りて恐らく徴利貸付に従事するの誘惑最も大なりしものなる可し。而も彼れ等が之れを行ふの動機が自己の個人的利得に非ずして宗門の爲めなりとせば、其の行爲は非難す可きものに非ざるに似たり。然れども彼れ等の間には、斯くの如き辯解を許すこと能はざるの所業を行へる者ありしことも亦た疑ひなき所にして、従つて最初の宗

規は僧侶にして金貨を營むを禁じたるが、臆がて西紀三百〇五年若しくは六年の
交に開かれたるエルヴァイラ (Elvira) の地方法會議に由りて金貨の禁を多少の宥
恕を以て俗人にも及ぼせり。曰く「如何なる僧侶と雖も、利子を徴したるを看出
さるゝ時は、之れを免職し且つ破門す可し。加之ならず、若し或る俗人が金貨たる
こと分明し、糺正せられたる時、其の常行を廢止す可きを誓約せりとせば、之れを宥
恕す可し。之れに反し、彼れが其の非行を持續するとせば、彼れは破門せらる可き
ものなり」と。以上はマンシ (Giovani Domenico Mansi) の Sacrorum Conciliorum nova et amp-
lissima Collectio. に據れるものなるが、イヴォ (Ivo) 及びグレイシアヌスの掲げたる所
に依れば、此の命令は惟り僧侶の徴利のみに適用せられたるが如し。Cleary はマン
シの譯文を以て恐らくは正譯ならざる可しと思惟せり (Cleary, op. cit., p. 43.)。

三百二十五年のニケア (Nicaea) 大法會議の條規は利子の徴收を以て基督の教旨
に反するものと做すの意見を表明せるも、而も之れを確然命令的に禁止したるは
惟り僧侶に對してのみなり也 (c. xvi. de Usurariis clericis.)。ニヤシリウス (Basilius) は激
しく徴利を非難し (Homilies, 14 Psalm.)、リッサ (Nyssa) の聖グレゴリウス (Gregorius) は

其の Contra Usurarios に於て、聖アムブロシウス (Ambrosius) は其の De Tobia に於て
其の論法を反覆せり。是れ等の三教父は貧困なる債務者が其の債主等に迫害せ
られて次第々々に絶望の淵に沈み、終には自殺を遂ぐるに至り、或ひは其の子女を
奴隸に賣るの已むなきに至る悲惨なる状態を描出せり。斯くて彼れ等は徴利を
以て仁愛に反するの罪惡として非議し、路加傳中の章句は元本の償還に關する範
圍内に於ては單なる勸告に過ぎざるも、利子の徴收に關しては教戒なりと見たり。
然れども徴利が其の本質其の者に於て反正義の罪惡なりと做すの總念は未だ發
生せるの觀なきなり。貨幣は本來子を産むことなしとの意見は往々にして關説
せられざりしに非ざるも未だ發達せしめらるゝに至らず、アムブロシウスの如
きカトリーの言を是認せりと雖も (De Tobia, c. 14) 異教徒の所言は彼れ等に取つて
有力なる論據を提供するに足らず、貨幣の多産に就きて云々せる彼れの所言は幾
分アリストオテリイズのそれと類似せざるに非ざるも (Id., c. 12) 前者が直接に後
者の影響を受けたりと觀ること能はざるが如し。彼れは又た既述せるが如く、外
國人より利子を徴するを許したる「申命記」の所言と、一切の徴利を禁じたるの觀あ

る「路加傳」のそれとの間に存する衝突を巧に釋明して曰く、徴利の權は戰爭の權と同一性質のものにして、兩者は同様に論せらるゝを得べく、而して兩者は時々選民に對して許さるゝなりと (id, c. 15)。聖ヒラリーウス (Hilarius) (In Ps. xiv) 及び聖イェロニムス (Eusebius Hieronymus Sophronius) (Ad Ezech.) は依然として徴利に對する抗論の基礎を反仁慈の罪過たるの事實に置きけり。加之ならず、他方に於ては教父にして徴利の適法なるを辯護し、僧正にして之れを許容せる市民法を稱揚するものすら存せりと云ふ (Cleay, op. cit. pp. 56-7; O'Brien, op. cit. p. 172)。

之れを要するに徴收に關する教父の意見は未だ徹底的決定的の表明を見ることなかりしなり。

國際貸借の理論と償金問題

堀江 歸 一

國際貸借論の型式

國際貸借の理論に就ては、從來多くの學者に依つて研究され、今日に於ては、略ぼ其型式が定まつて居るのである。即ち國際貸借上、債權者の地位に立つ國は其債權收入を回收するに就て、自然外國から物資の輸入を受ける爲めに、輸入超過國と爲る一方に、債務者の地位に居る國は其債務に對する利子を支拂うのに、物資の輸出を以つてするから、輸出超過國たらざるを得ない。輸入貿易も、輸出貿易も一國が國際貸借上の關係に於て有する諸科目中の一ツであつて、輸入貿易と輸出貿易とを對照したならば、決して兩者の均衡を得ると云ふことはなく、輸入超過か、然らずんば輸出超過か、孰れか一方嚮に居り、輸出入の平均するが如きは、寧ろ偶然の事たるに過ぎない。然しながら輸入超過を示すのは、貿易外の國際貸借に於て、所謂